

令和2年12月7日開催

第9回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第9回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和2年12月7日(月)  
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分  
 閉 刻 14時06分  
 3. 開催場所 遠軽町議会議場  
 4. 出席委員 15人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	3番	菅井	誠
委 員	5番	西	美紀
委 員	7番	林	秀和
委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	9番	岡田	一司
委 員	10番	石山	幸一
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	14番	西原	弘子
委 員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 3人

委 員	4番	笹原	仁
委 員	6番	菅井	美徳
委 員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	11番	大河原	正一

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農用地の買入協議による申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

議案第5号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
主 幹	吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長	小川	哲也

## 8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和2年度第9回（R2.12.7）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、2番 佐藤委員、11番 大河原委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

### ◆ 諸般の報告

1. R2.11.6（金）13：30～

第8回農業委員会総会

2. R2.12.3（木）14：00～

遠紋地区農業委員会職員等研修会【雄武町】

広瀬局長、吉岡主幹、小川係長出席の予定も新型コロナ警戒レベルの引き上げにより中止

3. R2.12. 上旬

令和2年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会【北見市】

新型コロナ警戒レベルの引き上げにより中止

### ◆ 今後の予定

1. R3.1.7（木）13：30～

第10回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

梶田委員 新型コロナの関係により、様々な研修会や会議が中止となっているが、今後リモートで開催する予定はないのか？

事務局長 リモートに対応する機材が十分ではないので、難しい。

梶田委員 研修会の中止が、委員や職員の質の向上の妨げになっていると思う。1箇所にも集まれないのなら、何らかの形で実施できる方法を考えてほしい。

事務局長 北海道農業会議には、その旨を要望していきます。

議長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。  
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。  
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ● ●  
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外2筆」・地目「公簿及び現況はすべて畑」・面積 (㎡) 「3筆合計 45,371」

3 通知の理由

令和元年6月6日に農地法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩いたします。(13:38～13:38)

職務代理者 再開します。  
これより、議案第1号についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。(13:39~13:39)

職務代理者 再開します。  
これより、議案第1号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(質疑なしの声)

職務代理者 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

職務代理者 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第1号の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。(13:40~13:40)

職務代理者 再開します。  
●●委員に申し上げます。  
議案第1号については、原案のとおり決定したので、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。(13:41~13:41)

議長 再開します。  
次に、議案第2号「農用地の買入協議による申請について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農用地の買入協議による申請について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外22筆」・地目「公簿一

原野、畑・現況は全て畑」・面積（㎡）「23筆合計 123,445」

- 3 買入協議が必要な理由  
農用地の買入価格において協議の結果不調のため  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、先月の第8回総会であっせんの申し出のありました農地でございます。

1月17日開催のあっせん委員会であっせん委員及び出し手・受け手で協議の結果、あっせんが不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるため、北海道農業公社に買入協議の通知を遠軽町長に要請するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」5件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号41～45につきましては、所有権移転でございます。

整理番号41、所在「●●●」・地番「●●外13筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「14筆合計 63,320」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.12.15」・支払期限「R3.1.30」・金額（円）「全筆2,500,000」・支払方法「指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第8回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号42、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一畑、原野・現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 35,065」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.12.15」・支払期限「R2.12.31」・金額（円）「全筆2,800,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第8回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号43、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「3,226」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.12.15」・支払期限「R3.1.29」・金額（円）「全筆112,910」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、9月の第6回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号44、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「15,234」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.12.15」・支払期限「R2.12.31」・金額（円）「全筆1,000,000」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、10月の第7回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、

売買が成立した件でございます。

整理番号45、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 90,437」・譲渡人「●●●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R2.12.15」・支払期限「R2.12.31」・金額（円）「全筆9,043,700」・支払方法「指定口座振込」  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第8回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「整理番号41」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号42」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号43」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。（13：52～13：52）



議 長 再開します。  
これより、議案第 3 号「整理番号 4 3」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第 3 号「整理番号 4 3」の審議が終了しましたので、「● 番 ● ●  
委員」を入室させます。  
暫時休憩いたします。( 1 3 : 5 3 ~ 1 3 : 5 3 )

議 長 再開します。  
● ● 委員に申し上げます。  
議案第 3 号「整理番号 4 3」は原案のとおり決定しましたので、その旨  
をご報告します。

次に、議案第 3 号「整理番号 4 4」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第 3 号「整理番号 4 5」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第 4 号「あっせん委員の指名について」を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人  
紋別郡遠軽町●●●  
●● ●●

2 あっせん申出の土地  
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び  
現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 45, 371」

3 あっせん申出の内容  
売買  
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名して  
おりますので、本案についても、議長が指名することでご異議あ  
りませんか。  
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
それでは、あっせん委員の指名を行います。  
1番 梶田委員、14番 西原委員を指名します。

各委員は、よろしくお願ひします。

次に、議案第5号「現況証明願ひについて」7件を議題とします。  
事務局から、議案を説明させます。  
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第5号「現況証明願ひについて」を説明いたします。  
議案書をご覧ください。

整理番号22、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一  
田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「3, 900」・申請者  
「札幌市●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「6番菅  
井（美）委員、10番石山委員、8番鈴木委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、6番菅井（美）委員、10番石山委員、8番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号23、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「745」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「10番石山委員、6番菅井（美）委員、8番鈴木委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は雑種地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、10番石山委員、6番菅井（美）委員、8番鈴木委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号24、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「2筆合計 513」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

事務局 整理番号25、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「319」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域にある土地で現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

整理番号26、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「4筆合計 14, 188」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の特定用途制限地域にある土地で現況は原野となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

整理番号27、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「419」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員」  
（議案より地番、面積等詳細を説明）

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、10番石山委員、6番菅井（美）委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。  
（補足説明なしの声）

整理番号28、所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿一田・現況一農地採草放牧地以外」・面積（㎡）「495」・申請者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「8番鈴木委員、6番菅井（美）委員、10番石山委員」

(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、農振地域例外地であり、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域にある土地で現況は宅地となっているため今回地目変更登記を行う件でございます。

なお、現地の確認につきましては、8番鈴木委員、6番菅井(美)委員、10番石山委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変更登記はやむを得ないと判断をいたしました。

他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。

(補足説明なしの声)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより議案第5号「整理番号22」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号23」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号24」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号25」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号26」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号27」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第5号「整理番号28」についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。  
これをもちまして、令和2年度第9回農業委員会総会を閉会します。